

新廃棄物処理施設建設に伴う焼却方式選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 掛川市・菊川市衛生施設組合が新たに建設する廃棄物処理施設（以下「新施設」という）の焼却方式を選定するため、新廃棄物処理施設建設に伴う焼却方式選定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 焼却方式に関する調査及び検討
- (2) 焼却方式の選定

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員5人以内で構成する。

- (1) 関連分野に見識を有する者
- (2) 掛川市・菊川市衛生施設組合構成市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第2号に規定する事務が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、予め委員会の指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開で行う。

(関係人の出席)

第7条 委員長は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、掛川市・菊川市衛生施設組合において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年5月23日から施行する。
- 2 初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。